

日本学生支援機構給付奨学生の推薦基準

福岡県立修猷館高等学校

独立行政法人日本学生支援機構（以下「機構」）の募集する給付奨学生採用候補者について、この推薦基準に基づき、学校内に設置する給付奨学生採用候補者選考委員会に諮り、機構から示される人数の範囲内で基準該当者を選考し、機構に推薦するものとします。

（１）人物について

以下のすべてに該当すること。

- ① 進学が目的が明確で、希望する進学先および将来への展望がある。
- ② 本校生にふさわしい学校生活を送っている。
- ③ 学校行事などに積極的に参加し、他の生徒と協力して活動している。

（２）健康について

以下のいずれかに該当すること。

- ① 定期または臨時の健康診断等により、概ね健康であると認められる。
- ② 心身に障がいや疾病がある場合であっても修学に耐えられると見込まれる。

（３）学力及び資質について

以下の①、②のいずれかに該当すること（社会的養護を必要とする生徒など（注）は③に該当すること）

- ① 以下のいずれかに該当する。
 - ア 調査書における学習成績概評が「A」に該当する。
 - イ 上記に準ずる学習成績を収め、直近の学習成績に著しい努力が認められる。
- ② 下のア～ウのいずれかに該当するか又は類似の活動が認められ、かつ（i）か（ii）のいずれかに該当する。
 - ア 課外活動（部活動含む）に積極的に参加し、具体的な成果・成長が認められる。
 - イ 生徒会の役員を経験し、具体的な成果・成長が認められる。
 - ウ ボランティア、地域活動に積極的に参加し、具体的な成果・成長が認められる。
 - （i）調査書における学習成績概評が概ね「B」に該当する。
 - （ii）上記に準ずる学習成績を収め、直近の学習成績に努力が認められる。
- ③ 以下のいずれかに該当する。
 - ア 評定平均値 3.5 以上の教科又は科目が 1 つ以上ある。
 - イ 進学先での学修に対する意欲が認められる。

(4) 家計について

生計を維持する者が、以下の①、②のいずれかに該当し（社会的養護を必要とする生徒などの場合は、③に該当すること）、生活環境などを勘案して、親権者からの支援が見込めないなど、進学が非常に困難な状況にあると認められること。

- ① 市区町村民税所得割が課されていないこと（奨学金申し込み年度の課税証明書に記載の所得割額が0円であること）
- ② 生活保護を受給していること（奨学金申し込み日現在において保護費を受給していること）
- ③ 以下(注)の施設などに入所していること（生徒などが18歳時点で入所していた、またはしていることが見込まれること）

(注) 社会的養護を必要とする生徒とは、申し込み時に以下の施設などに入所などしている（生徒などが18歳時点で入所していた、またはしていることが見込まれる）生徒などをいう。

- ① 児童養護施設（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第41条に規定する施設）
- ② 児童心理治療施設（同法第43条の2に規定する施設）
- ③ 児童自立支援施設（同法第44条に規定する施設）
- ④ 児童自立生活援助事業（自立援助ホーム）を営む者（同法第6条の3第1項に規定する事業を行う者）
- ⑤ 小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）を営む者（同法第6条の3第8項に規定する事業を行う者）
- ⑥ 里親（同法第6条の4に規定する者）